

岩手県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成19年5月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	施術者の開設する施術所		指定年月日
	名 称	所在地	
木村 真子	レイス治療院	盛岡市津志田中央一丁目10番地22	平成19年5月1日